

## 第4期 静岡県地域福祉支援計画の中間見直し

(福祉長寿局福祉長寿政策課)

## 1 概要

第4期静岡県地域福祉支援計画（令和3年度～令和8年度）について、計画策定後における地域福祉を取り巻く状況と課題等を踏まえ、令和5年度に中間見直しを行う。

## 2 第4期計画の概要

## (1) 計画の概要

計画の位置付け	市町の地域福祉計画の達成に資するために、広域的見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画(社会福祉法第108条)
計画期間	令和3年度～令和8年度（6年間） ※3年で中間見直し
基本理念	個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり
基本目標	一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会

## (2) 施策体系

施策の方向(大柱)	施策の基本方向(中柱)
I 共生の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域共生」の意識の醸成</li> <li>家庭や地域における多様な世代に対する福祉教育の推進</li> <li>学校における福祉教育の推進</li> </ul>
II 共生の地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の地域活動への参加・交流の促進</li> <li>多様な主体による双方向型の地域活動の推進</li> <li>ユニバーサルデザインと福祉のまちづくりの推進</li> <li>新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進</li> </ul>
III 福祉の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的な支援体制構築の推進</li> <li>希望や自立につなぐセーフティネットの整備</li> <li>権利擁護の推進</li> <li>福祉サービスを担う人材の養成・確保</li> <li>福祉サービスの適切な利用の推進と質の一層の向上</li> </ul>

## 3 中間見直しの考え方

- ・ コロナ禍における生活困窮者の増加、ヤングケアラーの社会問題化など、計画策定後の地域福祉を取り巻く状況変化への対応
- ・ 計画の進捗評価を踏まえた改善、総合計画や分野別計画との整合性の確保



計画の骨格である基本理念や施策の方向は維持しつつ、取組や指標を見直し

## ※社会福祉法第108条第1項(抜粋)

都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## ※静岡県地域福祉支援計画(抜粋)

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、3年で中間見直しを行います。

## 4 見直し体制

### (1) 静岡県地域福祉支援計画評価委員会

所掌事務：支援計画の評価、進捗管理、中間見直し

委員構成：外部有識者 計 11 名（現行計画の策定委員会委員から選出）

・委員 長：中島 修（文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授）

・副委員長：松田 智（静岡県社会福祉協議会 福祉企画部長）（敬称略）

### (2) 静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部

所掌事務：支援計画の策定及び推進

委員構成：本部長（健康福祉部長）、本部員（各部の関係局長等）の計 22 名

## 5 想定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援計画 評価委員会				社福審 ○	第1回 ○				第2回 ○		第3回 ○	
支援計画 策定推進本部					第1回 ●						第2回 ●	
事務局 (福祉長寿政策課)				←→ 骨子案作成	←→	←→	←→	←→		←→	←→	←→ 公表
意見聴取					←→	←→	←→	←→	←→	←→		
					地域別会議 (県内5地区※)				パブリック コメント			

※①賀茂、②熱海伊東・三島田方、③駿東富士、④中部、⑤西部